

令和7年第2回 多気町議会定例会会議録（一般質問）

開 議 令和7年6月11日 午前9時 （3名）

順番	質 問 者	通告方式	質 問 内 容
1	松木 豊年	一問一答	①多気地域小学校統合の進捗状況、課題について (町長、教育長、担当課長)
2	深水美和子	一問一答	①多気町役場におけるハラスメント対策について (町長、担当課長) ②役場の雰囲気改善・活気ある職場づくり (町長、担当課長) ③多気町ホームページの利便性向上 (町長、担当課長)
3	前川 勝	一問一答	①介護保険料の決まり方への疑議 (町長、担当課長)

(9時4分)

(5番 松木 豊年 議員)

○議長 (志村 和浩) 1番目の質問者、松木議員の質問に入ります。

5番 松木議員。

○5番 (松木 豊年) 改めましておはようございます。日本共産党の松木豊年です。一問一答方式で、多気地域の小学校統合の進捗状況及び課題について質問いたします。

3月6日に第3回多気地域小学校統合準備会が開催されております。この内容は広「報たき」の5月号にも掲載され、委員会の資料、会議録もホームページに掲載されております。

これらの過去3回の「準備委員会」の議事録及び関連資料に基づいて、事業の進捗状況及び課題を明らかにするために質問させていただきます。

まず最初の質問ですが、第1回準備会の議事録に、基本構想案にあるPPP/PFI手法についての質問と回答が載っております。

この議事録を見る限り、質問をした委員の方の理解が得られたとは思えません。このことについて見解を伺います。

○議長 (志村 和浩) はい。当局の答弁を求めます。

安濃学校統合室長。

○学校統合室長 (安濃 正雄) それでは、松木議員の御質問にお答えさせていただきます。事業手法につきましては、今年度発注の民間活力導入可能性調査にて、本事業に適用可能性のある事業手法、最適な事業手法を検討してまいります。

その中で決定された事業手法につきましては、校區別説明会、学校関係者説明会などでですね、御説明してまいります。

いずれの事業手法につきましても、学校運営、また、児童の学校生活は現在と大きく変わることはございません。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 私の質問させていただいたのは、議事録を見る限り、委員の皆さんの了解が得られたとは私は思わないんですが、そのことについての見解を伺っているんです。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

安濃学校統合室長。

○学校統合室長（安濃 正雄） 準備委員会の中ではですね、委員の理解というお話でしたけども、まだ私ども、教育委員会事務局としましてもですね、この手法でいくということを明確にお示ししておりません。で、このPFI事業で進めるということもですね、今後検討の中の1つの手法ですよという御説明をしております。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） ちょっと議事録をアップさせていただきます。委員の御質問がPPP/PFI手法について説明してほしいということで事務局の説明が以下、今室長が言ってくださったような中身だと思いたしますが、回答が次に載っております。そして、そのまた次の委員の質問ですけども、「学校の運営管理は民間事業者が実施するのか。また、そのメリットを確認したい」ということで、学校の運営は行政で行う、ハード面云々という、これで回答が続いております。それで、次に、委員の方の「学校の管理を民間事業者に任せることに不安がある」と。「本当に必要なものに対しては、お金の、コストの問題も分かるんだけども、お金もかかってもいいんじゃないか」というような質問的な意見をされております。

それで、現状ではまだ手法が決まっているわけではないと。これはさっきお

っしかったことですね。ですので、この時点で、委員の皆さんがこうしたP P P / P F I の手法について理解をしたというふうには到底思えないんですけどもそのことを伺ってるんです。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

安濃学校統合室長。

○学校統合室長（安濃 正雄） P F I 事業につきましてはですね、細かなことまで、確かにおっしゃられるように、各委員の方が、御理解進んでいるというところは確かに疑問はございますが、このP F I 事業につきましては、この議事録にはないですけども、説明はしております。

その中で事業費の振り分け、均等な振り分けができるであつたりとかという御説明をさしていただいておりますので、細かな、民間事業者が学校の運営を全てしていくということの御説明はそこに対してもですね、そういうことはないですよ、というような御説明をしておりますので、御理解頂きたいと思えます。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 資料の中にも、その手法の幾つかについて、解説した資料が添付されておりますけれども、これ私はですね、議会のほうとの関係でもですね、必ずしもこの手法について、どうなのかという疑問を持つてる、私も含めてですけれども、持っているわけです。

それで、議員の視察研修でも、愛知県のほうに行かしていただいたり、そのときに当局のほうも、室長さんや課長さんも、一緒に同行されておりましたけれども、少なくとも視察の事案ではですね、あまり対象にならないんじゃないかというような意見が私は持っておりますし、同じような考えを持っておられる議員さんもおられました。

ですので、もっと丁寧に繰り返し繰り返し、何のためにやるのか、どういう

ものを選択しようとしているのかについて、丁寧な説明をしないと決して理解は得られないと思うんです。

もう、町のほうではそうやって決めてしまったみたいだというような、ちょっと諦めに似たような感情がわいてくればですね、これ信頼関係の醸成にならないと思いますので、もっと丁寧な説明をこれからも尽くしていただきたいと。これは議会に対しても同様でございます。

いかがでしょうか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

安濃学校統合室長。

○学校統合室長（安濃 正雄） おっしゃられますようにですね、準備委員会、もちろん議会の皆様方に対してもですね、手法、今年度の委託業務ですので、進捗に合わせてですね、御説明をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） それではさらに伺いたいと思います。同じ議事録の中で、その他のところで、今ちょっとアップしますが、アドバイザーとして来ていただいている准教授が、このPPP/PFIについて述べておられます。「三重県内の他の自治体など、全国的にも、財政負担軽減を目的に、この方式を採用して、民間事業者の資金やノウハウを活用しています」というふうにおっしゃっております。

県内も含めて、全国的な事例があればお示し頂きたいと思います。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

安濃学校統合室長。

○学校統合室長（安濃 正雄） 全国的には多数ございますが、ただ、このPFI事業、学校施設のみの事例としましては、やはり数少のうございます。

その中で、県内で申しますとですね、四日市市さんがございます。四日市市

さんはですね、平成 16 年からですね、市内の市立小中学校、小学校が 1 校、中学校が 3 校で、P F I ですね、事業を進めておられます。

この事業の完了がですね、令和 9 年の 3 月 31 日に事業期限の終了ということで、四日市さんは進めておられます。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5 番（松木 豊年） そうするとこの准教授の言われている全国的にもたくさんあるということはちょっと、そうではないという今の御答弁ですと、そういうふうに理解できますが、県内では、四日市市が当てはまるということですけども、そういう理解でよろしいんですか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

安濃学校統合室長。

○学校統合室長（安濃 正雄） はい。P F I 事業は多うございますが、学校施設単体ですね、行われている P F I 事業は、さほど多くないと思っております。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5 番（松木 豊年） 当然、私質問してるのは、学校でのこの P F I について質問してるわけですから、その他のことについては質問していませんので、この准教授の言われてるのは少しちょっと齟齬があるというふうに理解してよろしいんですか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

安濃学校統合室長。

○学校統合室長（安濃 正雄） そのような御理解でよろしいかと思えます。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） そうしますとこれ公的な文書ですので、齟齬があるのであれば、必要な訂正などが加えられるべきだと思いますけれども、そして、あわせて伺います。この四日市市のことを挙げていただきましたけれども、取り入れて成功した事例っていうのはあるんでしょうか。

四日市市は今の段階で基本的に成功してるっていうふうに、四日市市自身が、評価をされているのかどうか、その辺も分かれば教えてください。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

安濃学校統合室長。

○学校統合室長（安濃 正雄） 直接問合せたわけではございませんが、約事業が20年近く経過しております。

平成16年から令和9年までの長きにわたっての事業ですので、特に問題等は、ホームページ等でも確認させていただいたんですけども、上がってはございません。ということは成功をしてみえるのではないかなあと感じております。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 議事録の訂正の必要性についてのお考えいかがですか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

安濃学校統合室長。

○学校統合室長（安濃 正雄） 訂正につきましては、今後、ホームページのほうで訂正させていただきます。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 四日市市については、直接問合せてはいないけれども、経過を見れば成功しているんじゃないだろうかという推察ですね。

ぜひ直接問合せしたりしてですね、成功してるのであれば、それはやっぱり、教訓として我々も学んでですね、取り入れるべきだと思うんです。

その辺の丁寧なやりとりや、その内容について、委員会や議会にもぜひお示し頂くことを強く要望したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

安濃学校統合室長。

○学校統合室長（安濃 正雄） また今後、定例会時のですね、全員協議会等ですね、四日市市さんとまた聞き取りさせていただきまして、御報告させていただきます。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） よろしくお願ひします。それでは次に移りたいと思ひます。

児童学級数の推計について伺いたいと思ひます。同じく第1回の準備委員会で、入学者のデータと、令和5年度及び令和6年度以降10年間の児童学級数の資料が示されています。

資料は令和15年までしか示されていませんけれども、このうち多気地域の小学校の令和5年度及び令和6年度以降10年間の児童学級数について説明をしてください。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

安濃学校統合室長。

○学校統合室長（安濃 正雄） 児童数につきましてはですね、2035年、令和17年度まで検討しております。令和13年度入学者数まではですね、実数でございます。お生まれになった数と、あと転入者からのデータに基づきまして、入学者数としております。13年度以降につきましては多気町人口ビジョンでも使用されております社会保障人口問題研究所のですね、人口推計データにより、

検討しております。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 今私が資料ということでお示ししたのは、今アップさせて頂いとるんですが、資料には15年までですよ。今17年というふうにおっしゃいましたけれども、15年までの表になってるかと思いますが、そういう理解でよろしいですか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

安濃学校統合室長。

○学校統合室長（安濃 正雄） はい。検討は17年度までしております。資料へ掲載しておりますのは、15年度でございますが、はい。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 今お示しした資料はですね、基本構想の中にも同じ数字が令和14年度までとして、掲載されている中身で、数字は全く一致してると思いますが、それでよろしいですか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

安濃学校統合室長。

○学校統合室長（安濃 正雄） おっしゃる通りでございます。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） そうしますとね。この推計の仕方が出生数を実数で置いたのと、令和13年度からについては、国立社会保障人口問題研究所の推計値を用いて推計しているという御説明だったと思いますが、この基本構想や、そもそも学校を統合していくということのこの計画をつくるに当たってはです

ね、上位計画として、「まち・ひと・しごと創生第2期総合戦略」を上位関連計画とすることが明記されております。したがって、推測するのであれば、この計画、総合戦略の中に示されている人口推計を用いるべきではないかと思いますが、そうしなかった理由ってのは何か特別にございますか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

安濃学校統合室長。

○学校統合室長（安濃 正雄） この近年ですね、多気町はですね、町長の移住定住の施策にもよりますけど、実際お生まれになった数よりですね、小学校の入学者数、またはその事前のですね、1歳半健診であったり3歳児健診の折の、その年のお生まれになった数というのはですね、出生数より、10人から20人程度お増えになっているという、近年のデータがございます。

議員おっしゃられますようにこの社人研のですね、データを用いた上でそれにプラスアルファですね、そういった当町の今の状況を踏まえた上で推計をしております。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 私が質問させていただいてるのは、社人研の推計値と町の推計値は違うんですね。

ここでは社人研の推計値をそのまま用いたというふうに書いてありますから、そういう御説明ですから、上位計画として掲げているにもかかわらず、町の人口推計を用いないのはなぜなんですかという質問をしてるんです。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。答弁できますか。

安濃学校統合室長。

○学校統合室長（安濃 正雄） 議員おっしゃるようになりますね、もちろんこの町のですね、人口推計データをしております。

ただこれを先ほども私申しましたように、これプラスアルファそういう町と

してのですね、増加の数字がございますので、それをプラスアルファという形で加えております。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 今、室長がおっしゃったような説明はどこにも書いてませんよね、この基本構想の児童の推計学級数の推計のところには。

いいですか。令和 14 年度の 1 年生は「国立社会保障研究所の推計値をもとに算出しています」としか書いていないですよ。

これもそうすると説明と実態に齟齬があるんじゃないでしょうか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

○5番（松木 豊年） ちょっといいですか。もうちょっと具体的な質問を。

○議長（志村 和浩） 松木議員。はい、どうぞ。

○5番（松木 豊年） 例えば移住定住政策で、移住して子どもさんが増えた、児童数も増える見込みがあるということであれば、それはそれで明記をしたものでなければ理解が得られないと思います。

そして関連して伺いますが、企画調整課のほうで、新しい第 3 期の人口推計のデータを 3 月の全員協議会で示していただきました。これは第 2 期の推計をもとに見直しを順次やってるわけですが、この人口の推計値ですね。これをやはりいろんな事業で積極的にこれに基づいて活用すべきだということで作られていると思いますが、そういう理解でよろしいですか、第 3 期の人口推計については。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

宗林企画調整課長

○企画調整課長（宗林 孝） ご意見頂きましたとおり、第 3 期の人口ビジョンにつきましては、第 2 期から抜本的な見直しを行ってございまして、現在の人口減少を正面から捉えた推計となつてございまして、こちらの推計につきまして

は、今後の町の計画に反映していただけるものと考えております。

以上です。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） そうしますと、今室長にお伺いしていたこの学級数の児童数や学級推計の数字ですけれども、この3月に出来上がった人口の推計には、必ずしも反映していない数字なんだという理解でよろしいですか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

安濃学校統合室長。

○学校統合室長（安濃 正雄） 基本構想の人口推計ということでご理解さしていただいてよろしいですか。このですね、先ほど企画調整課さんがこのデータをつくられた時期とですね、私どものこの基本構想の資料となる数字の人口データを集めた時期がですね、ちょっと時期が違いまして、私どものほうが早く数字のデータを集めておりますので、ちょっとその辺りで企画さんとの差があるというところがございます。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 作成をした時間差が正確に反映されていないというふうに仮に私理解させていただきましたけれども、そうしますと、この3月に人口推計新しいの3期のができてるわけですから、それに置き換えて、正確な児童数や学級数っていうのを割り出して公表していくべきだと考えますけれども、4月1日にですね、この先ほどお示した推計値は、令和6年4月のデータですよ、先ほどの階段グラフで。今年の4月に作っていただいた分を先日室長さんから頂きましたので、それをちょっと見ていただきたいんですけども。この下の児童数の総数のところを見ていただきたいんですけども。細かい学年ごとの数字を入れるのはちょっと手間がかかりましたので総数だけで比べてみ

ました。下に書き込んだのは、今年の令和7年4月の数字です。差をちょっと手書きで欄外に書き込んでありますけれども、ちょうど令和10年あたりのところから、差が大分出てきてるんですね。欄外にプラス1、プラス5、プラス7、プラス16、プラス22、プラス28というふうに書き込んでありますけれども、これ室長さんから頂いた令和7年4月の同じような階段上のグラフと重ね合わせた分です。ですので、室長さんのところで作られた数字そのものにも、1年たつとこんなに差が出てきてるっていうのが分かると思うんです。ですので私何を言いたいかというと、もう少しこまめに見直しをかけるということと、これ15年までの分しかここでは表はできていません。もうちょっと長期に渡ってどうなるかについての長期的な比較っていうのをしていくべきだというふうに考えますけれども、これについていかがでしょうか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

安濃学校統合室長。

○学校統合室長（安濃 正雄） まずデータの把握はもちろんおっしゃるように、今後も続けてまいります。

あとですね、ただ基本構想、基本計画につきましては、この数字の更新というのはですね、考えてございません。

この時にできた、そのときの数字を基に作成しておりますので、それを随時更新していくっていうことは考えてございません。

以上でございます。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） それでは次に移ります。子どもたちの環境変化にある「2度のストレス」、教職員及び学校関係者への負担について伺います。

第2回の「準備委員会」でこの問題について、この議事録によりますと、少し長いですが引用をさせていただきますと、「先行的に3校統合すべきかという、論点について」、つまり3校か4校か1度にやるのかという論点ですね、「つ

いて、両意見が拮抗していた。それぞれの考え方があったが、地区別説明会や教職員、保護者、未就学児保護者、地域の方々の意見を聞いて、3校統合するという結論になった。ただし、残されている先行統合の課題については、今後とも協議して解決策を検討していきたい」というふうに、准教授が、全体のいろんな、これかなりいろんな討論、重ねているっていうのが資料を拝見してもよく分かります。文字どおり、反対と、いやそうじゃないという意見が拮抗しているっていう、状況が、具体的な資料では本当にリアルに分かる発言の中身をですね、読み取ることができました。

問題はですね、一応、そういうことで拮抗していたけども、3校統合をやるんだという結論になったけれども、課題もあるんだと。この課題については、解決のためにいろいろ協議していくんだということになっていまして、この議論を受けて、「多気地域小学校統合にかかる3小学校の先行統合について」という教育委員会の答申文書が11月に出されております。これの中で、主な課題ということで子どもたちの環境変化による影響ということと、教職員及び学校関係者への負担という2つが、2点示されています。この中で、子どもたちのストレスの問題について、これも記述されていますので、「2度ストレスがあるけれども、2度目のストレスは軽減されるという考え方もできる」ということについて、教育と教育の現場とその中で子どもたちが、受けるストレスについて非常に乱暴な議論がされているように私は思います。で、またある程度のストレスと多様な経験は、これは子どもたちの多様な経験ですね。子どもたちの大きな力にもなるんだということで、まるでストレスを与えるのがいいかのようにも受け取れる、非常に誤った子どもたちの多様な経験を積むということと、ストレスを子どもたちが抱えるということとを、同一視する誤った考えではないかというふうに思います。

この点について、見解を伺います。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

安濃学校統合室長。

○学校統合室長（安濃 正雄） はい。まずですね、ストレスと社会的な経験っていうのはですね、同一視していただくのはちょっと間違っただご理解かなというところで私どもは考えております。

まずですね、3校統合、先行統合につきましては、13年度ですね、統合を見据えた小学校の小規模校のですね子どもたちの学校での居場所づくり、あと、仲間づくりですね、こういったのが1番の重点だと私どもは考えております。

で3校先行統合する、3校はですね、現在でも、修学旅行であったり社会見学っていうのはですね、一緒に行ってくださいまして、楽しく行事に参加していただいております。

その中で、その行事に参加するに当たりましてですね、今でも事前の交流学习であったりとかっていうところを3校の子どもたちが交えて行っていただいております。

そういったことも含めましてですね、そういったことを今後も小学校統合に向けまして、交流学习をもっと頻繁にですね、学校の理解も必要なんですけども、行いましてですね、で子どもたちのストレス軽減にもつながったかなということ考えております。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 私が質問させていただいたのは、子どもたちが2度ストレスを受けることになるということを書いてありますよね。今、この議事録、（2）子どもたちの環境変化による影響ということで、子どもたちにとって2度のストレスがかかると考えられる。じゃあここで言うストレスっていうのはどういうストレスなんですか。先ほど合同で修学旅行に参加を、既に行ってるっていうことはこれストレスじゃなくて、逆にこれ多様な経験のほうですよ。

私質問してるのはストレスのことなんです。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

安濃学校統合室長。

○**学校統合室長（安濃 正雄）** この場合のストレスと我々が考えましたのはですね、統合によってですね、環境の変化であったりとか、友達の変化っていうところでですね、そういう学校での変化に伴うストレス、いうイメージを持っております。

以上です。

○**議長（志村 和浩）** 答弁が終わりました。

松木議員。

○**5番（松木 豊年）** 分かりました。ちょっとストレスについてのちょっと考察が一般論でしかないっていう感じがするのと、2度目のストレスが軽減されるというふうに言っておられますけれども、1回目のストレスで学校に行きたくないというふうな子どもさんが仮に出たとしたらですね、2回目のストレスが軽減されるというふうに言ってもこれ全然教育的には意味のない話ですよ。

一般にストレスは、明日もまた学校へ行きたいと。これ、明日も行きたい学校にしようということがスローガンになっていきますけれども、それはストレスフルな学校に行きたいのではなくて、やはりいろんな楽しさが満ちあふれている学校に行きたいんだということだと思えます、子どもさんにとっては。ですので、正面から2度のストレスは問題ないんだという、まさか言わんばかりの乱暴な議論になっていると思いますので、この点については、ストレスについての考え方をもう少し深く検討すべきだということを強く申し上げておきたいと思えます。

そして、学校の先生や関係者の皆さんの問題についても触れておられますけれども、10年度に3校統合を実施して、約2年半の期間でまた次の統合ということで過密なスケジュールになるということをもう予想しているわけですね。

その上で、過密なスケジュールを何とか皆さんやりましょうというのは、先生方にとっても非常にストレスだと思うんです。

このストレスっていうのは子どもさんにも、何らかの形で影響すると思えますし、そういうふうにならないためにいろいろ工夫をされる、負担軽減をするということは書いておられますけれども、果たしてこれは可能かどうか。私甚だ疑問に思いますが、どうでしょうか。見解を伺います。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

安濃学校統合室長。

○学校統合室長（安濃 正雄） 先生方、また保護者の方々にもですね、準備委員会の中の分科会というところで御意見を聞かせていただいております。

もちろん、教職員の方々、特別支援の教諭であったり、養護教諭であったり、これからの世代を担う3、40代の先生方の御意見、あと未就学児保護者、現在の在学の保護者という2つの分科会の中でですね、こういう過密なスケジュールになりますという御説明をさしていただいた上で、3校先行統合いかがですかというお話を聞かせていただいております。

その中で、やはりどの分科会でもですね、それであっても大人の苦労は仕方がないけども子どもたちのことをやっぱり考えてですね、3校の先行統合を進めていくほうがいいのではないかということになりました。それが大きな引き金となりましてですね、準備委員会のほうでも、3校先行統合をしようということに決定されております。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） ありがとうございます。もともと3校統合というのは、大きなきっかけといたしますか、着眼点としては、複式学級がたくさん発生するのを回避しよう。これが学級規模の適正化ということで、いろいろ検討を加えて、これもいろんな意見があったかと思いますが、3校統合しようということだと思っております。これは10年をめぐりにということで、複式学級の発生という子をターゲットにして、ちょっと短い期間だけど頑張ってみよう。

これは 100 歩譲っても理解できます。

でもそのあと、連続的に 3 年後に、元でいうと 4 校が全部一緒になるということ連続的にやるというのは先ほど申し上げた子どもさんが 2 回ストレスを受けるということや、学校の先生方がずっと走りっ放しでやらなきゃいけないという非常にタイトなスケジュールで組まれているように思います。

それらの問題の解決っていうのは、いろいろ心理学やいろんな専門の方のお力も借りて対応しますということも書いておられますけれども、ストレスの発生そのものは不可避です。

1 番の解決策はそういうタイトなスケジュールをもう少しゆとりを持って、計画実行していくということの見直しをすることも大事ではないかということ強く申し上げて次の質問に移ります。よろしいでしょうか。

事業費について伺います。概算事業費が 77 億円となっておりますが、本体の建設工事費について、多気中学校の工事費の実績と比較して、説明をしていただきたいと思います。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

安濃学校統合室長。

○学校統合室長（安濃 正雄） 多気中学校の校舎、こちらはですね、平成 30 年度の設計と積算になっております。校舎の延べ床面積が 5291.79 平米でございます。校舎のみの最終設計額が、18 億 9637 万 9100 円。こちらは税込みでございます。

体育館のほうはですね、令和 2 年度の設計積算になってございます。延べ床面積は、1502 平米。建物の最終設計額がですね、4 億 7305 万 3900 円でございます。

小学校統合のですね、基本計画のほうの概算事業費のほうに記載しておりますのは、校舎体育館附属施設、これらの総面積は 1 万平米でございます。総概算事業費がですね、59 億 4000 万ということで記載しております。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） そうしますと多気中学校の実績と比べて、時間的な経過もありますが、こういう金額の見通しについては、まあまあ妥当だというふうに理解をしておられるのかどうか。

あわせて、造成工事のほうにも、同じ質問をですね、させていただいておりますが、統合保育園の造成工事も終わりましたけれども、これと比較して、これは比較的直近の工事だと思いますので、この比較で言えること、妥当性などについて、御説明ください。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

安濃学校統合室長。

○学校統合室長（安濃 正雄） 敷地造成のほうでよろしいでしょうか。

○議長（志村 和浩） 敷地造成もそうですし、中学校の話も含めて2点ですね。

○学校統合室長（安濃 正雄） 建築費そのものの金額につきましては、先ほど議員もおっしゃられましたように、私どもが今度、設計させていただくのが、多気中学校、設計の折からですね、約10年が経過した時点での設計になります。

10年経過しますと、やはり物価の高騰、人件費の高騰というところもございましてですね、その辺を国交省の数字を使いまして、予測したのが今の59億4000万という数字になってございます。

またですね、その間に、当町としましてもですね、地球温暖化対策の実行計画のほうも策定されております。こういった取り組みもですね、この建物には必要でございます。ですので、そういったところの工事費の増加分も加味した上での建築費になってございます。

それと続きまして造成のほうの設計と工事ということなんですが、造成設計のほうですね、契約のほうは去る5月27日に、株式会社オオバの三重営業所さんと契約を締結しました。

この契約金額は 6207 万 3000 円ということで契約はしてございますが、統合こども園と比較しますとですね、造成工事のですね、まず規模感とですね、条件であったりとかというところが、整理していくと随分と違うという状況でございます。ですのでこども園と直接比較をするのが適当であるかというところがですね、非常に私も疑問に思っておりますので、そこに関しましては、比較すべきではないかなという判断をしております。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） そうすると造成工事については、直接比較がちょっと難しいという結論ですか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

安濃学校統合室長。

○学校統合室長（安濃 正雄） もうおっしゃるとおりでございます。

現場の状況、私どもの今回用地買収させていただいた山につきましてはですね、木も生えておりますし、もちろん抜根、あと土の造成、動かす土の土量というのもこども園さんとはちょっと大きく数字が異なってきますので、比較検討はすべきではないと思っております。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 保育園の場合とですね、今回の小学校の場合とその用地が素人で見てもスタートが違いますから、当然違うことは理解できます。

ですけれども、違うところを差し引いて、比較して妥当かどうかという検討も私は必要なんではないかというふうに、素人なりに思います。ぜひ可能であればそういう比較検討もしていただければというふうに思います。次の質問に移ってよろしいでしょうか。

最後の質問でございますが、まず、通告書の訂正をお願いいたします。令和7年3月13日の予算決算委員会での教育長答弁というふうに書いてございますが、答弁ではなく、これ発言というふうに訂正をお願いいたします。委員会で質疑を中断して、議員間討論を行うという前に教育長が発言された中身でございます。

そこで、改めて、「100年に1度の建設に挑戦するんだ」ということをおっしゃいました。

この真意について説明をお願いいたします。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

小林教育長。

○教育長（小林 真一） はい。ただいまの松木議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

私もこの議事録をもう一度読み返しをさせていただきました。少し誇張した表現になったかと思っております。

まずこれほど大きな事業費であること。77億円っていう事業費を想定してあります。そして建築を伴う学校統合におきましては、多気町が多気町である限り、この先はまずもうないだろうと考えます。

また最新技術の建物になると思っておりますので、しっかりメンテナンスをしていくことで、60年、70年、この先80年と保たせるようにできればということでも発言させていただきました。

以上でございます。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 教育長の意気込みは痛いほど、聞かせていただいて、あのときにも感じたんですけれども、でも100年もね、我々責任が持てるのかっていうのが率直な感想でもあります。

そして、多気地域の小学校統合にあたっての、基本構想をつくったり、基本

計画をつくるもとなる基本の方針というのが、作られておりますけれども、ここでもですね、50年なんですよ。

読み上げますね。「学校統合とそれに伴う新しい学校建設は、今後50年の多気町のまちづくりと、それを担うであろう子どもたちの未来を託す施策である。」と。せいぜい50年なんですよね。100年というのはちょっと言い過ぎじゃないかというのを率直に感じるわけでありまして。

そして、そういう、ただ長期的なスパンで事業を見据えて、しっかり定めて成功させていくという、そういう視点は非常に重要だと思います。その点で申し上げますと、冒頭にも、さきの質問でも申し上げましたけれども、児童数や学級数の推計が令和15年や17年度で数字の推計がとどまっているだとかいうのは、50年も見据えてないことになります。100年は見据えてないことになるんじゃないでしょうか。

先ほど、第3期の人口の将来推計、企画調整のほうで出していただいた分ですけれども、この折れ線グラフがですね、黒が国の推計値です。それに対して多気町ではちょっと上乘せして、推計値を本推計ということで、多気町の推計なんですよね。で、これが2070年まで推計してるわけです。ほぼ50年ですよね。ですので、もう少し推計も、必要によって見直しをして、どうしたらいいのかわかるか。そして、当面の問題はきちっと2度もストレスが子どもさんにかからないように、もうちょっと余裕を持った検討をして、長期も見据えながら、短期の問題にも対処していく。こういうことが求められているんじゃないかということ、強く申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（志村 和浩） 以上で松木議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をとります。再開は10時5分とします。よろしく申し上げます。

（ 9時53分 ）

（ 10時05分 ）

（2番 深水 美和子 議員）

○議長（志村 和浩） それでは、休憩を解きまして再開いたします。

2番目の質問者、深水議員の質問に入ります。

7番 深水議員。

○7番（深水 美和子） 改めましておはようございます。7番、深水美和子、一問一答方式で一般質問をさせていただきます。

質問は、多気町役場におけるハラスメント対策、役場の雰囲気改善・活気ある職場づくり、多気町ホームページの利便性向上の3つの項目についてお伺いします。

まず1つ目、多気町役場におけるハラスメント対策について質問させていただきます。

近年、パワハラ、セクハラ、マタハラなど、様々なハラスメントが社会問題として注目されております。地方自治体の職場においても例外ではありません。職員の皆さんが安心して働ける職場環境を整備することは、住民サービスの質を高める上でも不可欠と考えます。

そこで、多気町におけるハラスメント防止の取り組みについて、以下の点についてお伺いいたします。ハラスメント防止のための規定やガイドラインを整備をされておりますでしょうか。

もしありましたらその内容や方針についてお聞かせください。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

達総務課長。

○総務課長（達 武彦） それではただいまの深水議員の御質問にお答えをさせていただきます。

多気町ではですね、令和6年3月に、「多気町ハラスメント防止に関する指針」を定めております。あわせて、「多気町職員のセクシュアルハラスメントの防止に関する要綱」、それから「多気町職員のパワーハラスメントの防止に関する要綱」、それから「多気町職員の妊娠、出産、育児または介護に関するハラスメント防止に関する要綱」、それから、「多気町職員のハラスメントに関する苦情相

談の処理に関する要綱」を同時期に定めております。

以上でございます。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

深水議員。

○7番（深水 美和子） 職員の方が、ハラスメントについて、庁舎内で相談できる窓口や部署などは設置されてますでしょうか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

達総務課長。

○総務課長（達 武彦） それではただいまの御質問ですが、相談窓口につきましてはですね、「多気町職員のハラスメントに関する苦情相談の処理に関する要綱」という、この要綱の中の第3条でですね。相談員を置くという決まりがございます。

その2項で総務課の総務係の職員及び町長が指名する職員をもって充てると、いうふうになっておりまして、実際は多気町の総務課、総務係の職員が担当に当たっているという現状がございます。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

深水議員。

○7番（深水 美和子） それでは、職員向けのハラスメント防止研修であったり、そういった外部研修ですね。庁舎内だけではなく、外部からのそういった指導とかいうものもされていますでしょうか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

達総務課長。

○総務課長（達 武彦） ハラスメントの防止研修でございますが、これちょっと不定期にしております。直近でみますとですね、本年2月に開催をしております。これにつきましてはですね、職員対象ということでございまして、外部の施設の職員ですね、それを除く全職員を対象として、ハラスメントに関する正しい知識であったり、それから対処方法の習得であったり、安心して働ける

環境づくりってというようなことを含めてですね、外部の講師の方を招いてですね、開催をしております。

以上です。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁が終わりました。

深水議員。

○7番（深水 美和子） ありがとうございます。また、ハラスメントの実態把握のためですね、研修以外に、アンケートであったりとか、ヒアリング、そういったものの取り組みはされてますでしょうか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

達総務課長。

○総務課長（達 武彦） 実際そのハラスメントに関するですね、アンケートっていうのはとってはおりません。

ただ毎年、実施をしておりますですね、ストレスチェック、それから職場巡視、それから異動希望調書をとっておりますので、こちらのほうで、いろんな職員のですね、状態、いろんな御意見頂きますので、それによりですね、現状の把握をしております。

それから定期的にですね、町内の団体と、それから職員代表の方をですね、集めた労働安全衛生委員会というのがあるんですが、こちらのほうで、いろんな御意見を聞いたりとかですね、それから、各時期時期に応じてあります職員面談を通じてですね、意見等のヒアリング等を行っております。

以上です。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁が終わりました。

深水議員。

○7番（深水 美和子） そのヒアリングをされた内容とかで、実際何か取り組みを変えられたりとか、その結果でこういう取り組みをしたというような内容とかってございますでしょうか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

達総務課長。

○**総務課長（達 武彦）** 例えばストレスチェックでですね、ストレスが高い職員の方、それから、そういう異動希望調書をヒアリングで聞いたりするわけなんですけど、それで特定のそういう、例えば悩みがあったりとかですね、それから今言いましたストレスが高い職員がいた場合はですね、そういう外部の指導員とか、それからカウンセリング等入れてですね、現状はどうであったかというように聞いたりとか、それから解消に向けてですね、どのようなことができるのかと、本人に対してヒアリングをしたりとかいうようなことはした上で、例えば人事異動等で配慮するというようなこともあります。

○**議長（志村 和浩）** 当局の答弁が終わりました。

深水議員。

○**7番（深水 美和子）** ありがとうございます。次の質問にも、若干答えていただいていたかなと思いますので、外部連携というのは先ほどお伺いいたしましたので、割愛させていただきまして、実際にもしハラスメントが確認された場合、そういった対応手順であったりとか、その加害者への処分、再発防止策、もし、現状何か対策としてとる物が決まっておりますらお伺いできますでしょうか。

○**議長（志村 和浩）** 当局の答弁を求めます。

達総務課長。

○**総務課長（達 武彦）** 次の質問に移るような話でよろしかったですか。

○**議長（志村 和浩）** 6項目めでよろしいですね。はい。

○**総務課長（達 武彦）** こちらにつきましてはですね、「多気町職員のハラスメントに関する苦情相談の処理に関する要綱」、先ほど言いましたけど、その4条に対応として相談があった場合にですね、総務課長がですね、当事者に対し指導助言を行い、必要に応じて複数の管理職と職員組合から成る苦情処理委員会に意見を求めるということになっております。

そしてその委員会がですね、その対応措置等を審議し、意見を述べるという

ふうなことになっております。

それから町長につきましてはその調査等を踏まえてですね、基準に基づき、懲戒処分等必要な措置を講ずることとしております。その際ですね、具体的な再発防止策ですね、例えば、先ほど言われましたようなアンケートをとってほかの事案がないかというような調査もした上でですね、再発防止策、具体的には、その事案事案に応じて具体的な方策があると思いますけど、そういうことを講ずるという必要があるというふうに考えております。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁が終わりました。

深水議員。

○7番（深水 美和子） ありがとうございます。今後、職員の方が心身ともに健やかに働ける職場環境を維持するためには、単なる制度整備にとどまらず、日々の運用と継続的な意識啓発が不可欠だと思います。

そのためにも外部専門家との連携や第三者機関によるチェックの体制の導入、そして、継続的な職場環境のアンケートの実施など、ぜひ、対策の一層の充実を要望させていただきたいと思います。

続きまして、多気町役場の職場環境と雰囲気改善についての質問に移らせていただきます。

日々町民の暮らしを支える職員の皆さんには心から敬意を表したいと思います。一方で、ちょっと残念なことなんですが町民の方から、「窓口での対応が少し冷たく感じた。」「話しかけづらい雰囲気だった。」そういった声を耳にすることがあります。これは必ずしも職員1人1人の責任っていうわけではなく、職場全体の雰囲気や体制、働き方の影響も大きいのではないかと考えます。

役場が町民にとって相談しやすく、親しみやすい場であることは住民サービスの基本です。そこで、職員が働きやすく、町民も訪れやすい活気ある多気町役場づくりに向けた取り組みについて、以下の観点からお伺いします。

職員の接遇向上のための取り組み、現在町民の方に対する職員向けの接遇研修であったりとかマナー研修など、そういったものを実施されているかちよっ

とお伺いさせていただきたいです。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

達総務課長。

○総務課長（達 武彦） 一般の職員につきましてはですね、新規採用時にですね、接遇の研修を受けることになっております。職員全体としての継続的な接遇研修というのは行ってはおりません。

ただ不定期にですね、そういう研修も行ってございまして、直近では令和5年度に「合理的配慮に基づく接遇研修」を行っております。

今後ですね、定期的な接遇の研修を行ってですね、より資質を高めていきたいというふうに考えておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁が終わりました。

深水議員。

○7番（深水 美和子） ありがとうございます。職員同士の連携や、コミュニケーションを円滑にする工夫などはありますでしょうか。

明るく働きやすい職場づくりのための施策があればお聞かせください。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

達総務課長。

○総務課長（達 武彦） 定めたですね、特別な工夫というのは行ってはおりません。

ただし各課で行うミーティング等でですね、風通しのよい、環境づくりを心がけては、皆さんが頂いておるといふふうには感じております。

特に人事評価制度を活用してですね、部署内での、今言ったようなミーティングですね、それから面談を行って、上下間での業務内容、方向性の確認等を行ってですね、意見のちゃんとした調整ができるような環境づくりは行っておるといふことでございます。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

深水議員。

○7番（深水 美和子） 職員の方がやりがいを感じながら働けるような制度、例えば表彰制度であったり、提案制度、意見交換の場を作るなどそういった具体的なものはございますでしょうか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

達総務課長。

○総務課長（達 武彦） 以前ですね、職員の提案制度というのがあったんですが、始めた頃はですね、いろんな提案もあって、その制度を何年か続けたと思いますが、ただ何年かしたらですね、その提案制度っていう提案自身が余りなくなりまして、もうそれ以降はちょっと提案制度はとっておりません。

現在はですね、人事評価制度がございますので、これに基づいてですね、期首面談で課員、係長、管理職がですね、それぞれ組織として、課内の目標に沿ったですね、目標設定を行っております。1年間その目標達成に向かってですね、業務に取り組んでいます。それから期末にもう1回面談を行ってですね、中間にも行うんですが、人事評価を行っているということでございます。

昨年度からですね、全職員に対象にですね、評価結果を、昇進、それから昇給、勤勉手当等に反映をしております。この制度を通じてですね、職員がやりがいを感じてくれればというふうには思っております。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

深水議員。

○7番（深水 美和子） はい、ありがとうございます。私もちょっと民間企業で働いているという部分もあるので、提案制度というのもやはり、継続することってというのはかなり大変なことだというふうに私も感じておりまして、ただ、どんどん人は入ってきますし、そういった提案っていうのも、本当に初めて来られる方が気づく部分っていうのも、毎年絶対なくなるということはないと思います。ぜひとも、皆様のモチベーションを向上するためにも、ぜひ提案制度というのを、もっともっと活用していただきたいなというのが私の思いがあり

ます。ありがとうございます。

以前ちょっと、議員研修で訪問させていただいた長野県宮田村のことについて少しお話をさせていただきます。研修の目的は移住定住の施策について、先進地事例ということで、視察で訪問をさせていただきました。

まず、庁舎入り口に驚いたことなんですが、入り口の扉にいらっしゃいませという言葉が書いておりました。中に入りますと、庁舎内や目的の窓口を案内してくださる方ですね、あと目に入る職員の方が全員立って御挨拶を頂いたり、とても温かい雰囲気でお迎えをしていただきました。正面玄関の近くは、役場の堅い雰囲気ではなく、移住の相談や案内がすぐ見れるような、誰でも立ち寄りやすいフリースペースが設置されておりまして、移住定住の担当の方がいつでも対応できるように、ワークスペースも設置をされておりました。

第1印象として、あらゆる施策をされて、都市圏からも近く立地等ももちろんのことながら、常に誰でも受け入れるオープンでアットホームな雰囲気や体制づくりが移住定住につながっているものと私は感じました。

それを踏まえまして多気町の庁舎内の雰囲気づくりに関する取り組みについてお伺いします。庁舎内の掲示物や案内看板、環境整備、雰囲気など、町民の方が気持ちよく訪れられるような工夫はされていますでしょうか。そちらをお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

達総務課長。

○総務課長（達 武彦） 先ほど議員言われた、玄関からのアプローチ、ちょっと、構造的にちょっと非常に多気町の役場については狭い部分がございます、そういう部分があるということですね、御承知おきの上ですね、お聞き頂きたいんですが、庁舎内の各課の案内につきましてはですね、フロアの1階の支柱がありますけど、その支柱の面をですね、活用して、番号と色で課別の案内表記をさせていただいております。それから番号については入り口の案内図に合わせて配置をしております。

各課の案内の板の下にはですね、主な業務内容分かりやすく表記をしております。各課の窓口業務に当たる職員にはですね、日頃から懇切丁寧な対応に心がけるようにですね、各課のほうで指導、それから徹底をしておるところでございますので御理解頂きたいというふうに思います。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

深水議員。

○7番（深水 美和子） 取り組みのほうをしていただいているということなんです、ちょっと分かりづらいという声もありますので、より一層の改善のほう、お願いしたいと思います。

役場は公の施設でありまして、町内外にかかわらず、たくさんの方が御利用されます。個室トイレの洋式化について何度も、他の議員からもお話が出ておりますが、それ以外にも、トイレの掃除道具や、恐らく職員の方の私物かと思われるんですけども、洗面台やその周辺に置いてある光景というのを私ちょっと目にさせていただくことができました。

窓口を利用する、一般の方はそれほど長時間ですね、滞在をするということはないと思いますので、トイレを利用される方は少ないのかもしれませんが、会合等で施設を利用する地域の方や、三重県内でもいろいろな施策を行っており、華々しい先進地として話題のこの多気町でもありますので、県内外の方が視察に来訪されるのも多いと聞いております。

デジ田の取り組みであったり、カーボンニュートラルなど、未来に向けて取り組みがされている多気町を、訪れることでも大いなる期待をされて、この庁舎に訪れて来訪されるという方がいるかと思うんですが、その期待値と、この施設の中のギャップというのは、大きなものとなり不満の声につながっていると推測されます。

小さなことではあるんですが、接遇の観点からも、ちょっと疑問を感じる部分もありますし、期待値が大きければ大きいほどちょっとしたことが気になる、そういったものもありますので、正面入り口から入って、目的の部署へ誘導が

しっかりされているとか、窓口対応やサービスに対する町民の声や意見を収集して、そちらのほうを、今後の改善につなげる仕組み等はお持ちでしょうか。

○議長（志村 和浩） 深水議員これは5番目の項でよろしいですか。当局の答弁を求めます。

筒井副町長。

○筒井副町長（筒井 尚之） はい、それでは5番目の質問にお答えさせていただきます。

住民さんの声であるとか、意見を収集して改善につなげる仕組みにつきましてはですね、以前は、もうコロナ禍前になるんですけども、町政懇談会という形で、我々が全員全集落あとは各地域お邪魔してですね、御意見を伺ったりとかしておりました。そしてその折はですね、当然、いいアイデアを頂いたとか、こういった改善方法があるんだなってことですね、それはその都度、取り入れてきました。

ただ残念ながら最近につきましてはですね、その取り組みはしてありませんでしたが、もう大分前になりますけど以前は中でもですね、提案制度、職員の提案制度というのを導入してございまして、それについて、場合によってそれを取り入れたり、そういうことをやっておりましたけど、最近ちょっと途絶えておりますので、それを今後ちょっともう一度考えていきたいなと。逆にそう御意見頂きましたんで、考えていきたいと思います。

あと、総務課長のほうからも御答弁させていただいたわけなんですけども、特にですね、私が見ておりましたが、自分のところで今、多分そういう声が入ってこないのかも分かりませんが、住民の方から不満を頂くような声って特に聞いておりませんので、ちょっとその辺はちょっと今後注視していきたいなと思います。

あとこれは逆にちょっとこちらからもこういう話があったよってことなんですけど、最近よく来庁頂きます。とある新聞記者の方からも、多気町の職員の対応が、この辺で1番いいというお褒めも頂いたことも事実でありますし、

よく来庁されます企業さんからもですね、本当にいつもいつも気持ちいいですというふうにお褒めを頂いておりますので、これは本当に職員のおかげかなというふうに考えております。

あともう1点、これは1つ町長の方針ではあるんですけども、大事なお客様がですね、来られた際には、特に役場の窓口を中心に総務課から福祉課あたりまでの可能な限り職員が起立してですね、そしてお招きして、そしてお送りすると、そういうこともやっております。

これ本当に我々にとりましても大変ありがたいことですね、職員には感謝しておりますし、こういったことはこれからも続けていきたいというふうに感じております。

先ほども申し上げましたように、特に私の耳に入ってこないって申し上げましたけど、もし深水議員さんがですね、住民さんからそのように不快に感じるがあったんだと言われまして、すぐにまたこちらへ言っていただきましたら、そこは当然改善していきたいと思っておりますので、今後どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

深水議員。

○7番（深水 美和子） ありがとうございます。町長の町政懇談会ですね、私のほうも、以前は、お伺いしたこととかもあったんですけども、今議会改革の1つで、町民と議会との意見交換会っていうのを年に1回だけなんですけど、させてもらってございまして、その中からでも、やはり声というのはたくさん上がってきておりますし、ぜひとも町長はじめ、執行部の方との直接、お話をできる機会がとか、町長のお考えを聞きたいっていうふうな声というのも上がってきておりますので、ぜひまた復活を望んでおります。ありがとうございます。

この議場もですね、私と近い年というふうに聞いてございまして、とても親近感がわくものなんですけども、人も、私ももう、年齢的にも来ておりますので、メンテナンスっていうのはやっぱり大事ですし、日頃の健康チェックなども欠

かせなくなってきた年となっております。建物も、そこで働く人も同じで、民間企業では社内監査であったりとか、改善を定期的に行ったり、働く場を客観的に見回って社内の掲示が表示であったりとか適切に行われているのか、清掃が行き届いているのか、自分たちの都合のいいやり方に変えていないかというのをチェックする体制というのを整えていच्छるところも多いかと思ひます。日々の業務で忙しいかと思ひますが、そういったこの庁舎内であっても、そういうチェック機能というの、ぜひ整えていただければと思ひます。

町民にとってこの役場はまちづくりの顔になりますので、職員の皆さんは町のフロントランナーで町役場の雰囲気や対応1つで、町全体の印象も大きく左右されてしまうと思ひますので、今後、町民の方と職員の方、また、新しくその町に移住したいと思ひていच्छる方とのよい信頼関係を築いていくためにも、接遇の見直しや職場環境の改善、職員のやる気を引き出す施策を積極的にまた進めていただくようにお願ひいたします。

○議長（志村 和浩） 答弁はよろしいですか。

○7番（深水 美和子） はい。大丈夫です。では続きまして、3つ目の項目に移らせていただきます。

こちらもちよつと、町民の方からの声を少し聞いておりまして、日々私のほうもホームページのほう見させていただいておりまして、改善を頂いてるというのは感じているんですけども、「多気町のホームページはどうも見づらい」とか「必要な情報にたどり着きづらい」、そういった声を聞いております。

とりわけ子育てや介護、行政手続など生活に密接に関わる情報を探す際に、検索やメニュー構成が分かりづらいというふうにもちよつと聞いておりまして、今回ちよつと知り合いの方にお借りしてきたこの多気町子育て情報、令和7年4月に多分つくられた冊子かと思ひますけども、こちらのほうでは、各支援情報であったりとかそういったものを詳しく書いていただいたり、二次元コードでそのサイトに直接飛んでいくようなリンクが貼られております。

ただ、これを見て、当然ながらすごく分かりやすく、とても便利なものを

つくっていただいたなというふうに感じたんですけども、この冊子を見て、思ったことがすごくこの二次元コードの数が多いなというふうに、思ったんです。

それは確かに直接飛んでいけるっていう部分で必要なことだとは思いますが、当然ながらこの冊子を常に皆さん、子育て中の方とかはたくさんの荷物がある中でこれを持ち歩くということは多分ないでしょうし、おうちに置いておかれて、必要なときがあれば見るということがあるかもしれないんですけども、やはり出先であったりとか、ふと思ったときに、まず多分ホームページのほうから入っていくことが多いのかなというふうに感じております。

工夫はたくさんされているかと思うんですけども、ホームページとこの冊子のインターフェースっていうんですかね、見た目が、ホームページのほうからでも同じような入り口と、この説明の仕方っていうのであれば、町民の方にとっても利便性は大きく向上するのかなというふうに感じております。

こうした背景から、町民の方が必要な情報に迷わずたどり着ける親切で使いやすいホームページの在り方についてちょっとお伺いさせていただきたいと思います。

現在の多気町のホームページについて、町としてはどのような評価、課題認識をもし持っておられるのであれば、お伺いしたいと思います。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

宗林企画調整課長。

○企画調整課長（宗林 孝） それでは先ほどの御質問に対してお答えをいたします。

現在の多気町のホームページでございますが、令和2年度に国の交付金を活用いたしまして、大規模な更新を行い、令和3年より公開を行ってございまして、4年が経過してございます。

令和2年度に改正した際はですね、スマートフォンやタブレットなど、様々な端末でのスムーズな閲覧や、セキュリティー面の強化、外国語表記への対策

などを講じておりました、それらの点により、一定の情報社会の対応を講じたものと考えてございます。

ただ、特にゲートページと呼ばれるホームページの最初のページで、町民の方向けの情報と、町外の方向けなど、本町の情報を探している方への情報が混在している点や、注目の情報欄が小さい点など、その点などが、議員が御指摘され、必要な情報にたどり着きにくいといった意見につながっていると考えております。

課題といたしましては、ホームページの更新は、現在大きな更新を除きまして、各課で対応してございます。

毎年、職員向けの研修は実施しておりますが、人事異動などもございまして、情報の更新のスピードや職員のスキルによる見やすさの差が年々広がっているような状況だと考えております。

また、情報が増えてきている中、ホームページ内の情報整理が必要と考える点が課題と考えております。

以上でございます。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

深水議員。

○7番（深水 美和子） ありがとうございます。では、先ほどちょっと上げさせていただいた、この情報冊子に、掲載されてる二次元コードのリンク先と同等の情報構成を今後、改善など、そういったものを、再現や連動することを検討されてたりってそういった予定はありますでしょうか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

宗林企画調整課長。

○企画調整課長（宗林 孝） はい。先ほどの御質問でございますが、先ほど見せていただきました子育て情報冊子につきましては、ホームページ上でもPDFデータとして公表をしております。

またホームページ上には多気町子育てサイトという専用のサイトがございます。

ますが、このサイトと先ほどの子育て情報冊子の情報コースや並び方は、御指摘のとおり同等ではございません。

議員の御質問あったような、ホームページを大きく変更することは、現在配付済みの冊子のQRコードの二次元コードのリンク先にも影響が出るため、冊子とホームページの構成を直ちに同じにするのではなく、ホームページの子育てサイトでは、現在、目的別と、お子様の成長段階別などで情報を提供しておりますので、分かりやすい表現、タイトルにしたり、情報の充実を図ることによって、冊子同様に使いやすいホームページにしていきたいと考えているような状況でございます。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

深水議員。

○7番（深水 美和子） ありがとうございます。そうですね。この子育てのところだけに限らず、ほかの方もたくさん、町のホームページというのは訪れられると思いますので、先ほどの課題という形で、手続きやライフイベント別の導線の設計であったりとかそういったものの課題として、挙げられているということなんですが今後の見直しの検討等はございますでしょうか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

宗林企画調整課長。

○企画調整課長（宗林 孝） はい。ホームページは町の情報発信のツールとして非常に重要だと考えてございます。

現在のホームページの更新の際にはですね、導線設計も踏まえた上で更新をしております。費用的なことや職員の人員数などもございまして、大がかりな設計の見直しを現在直ちに行う予定はございません。

ただ、課題点の際にもお答えをいたしました。ホームページの中には、更新されていない情報や、各課で掲載されております情報の整理ができてないところもございまして、そこにつきましては住民の方からも御指摘を受けること

がございますので、まずは情報の整理や、閲覧者の方が住民の方が探しやすいコンテンツ名称にするなどの取り組みから着手いたしまして、見られる方が目的の情報まで辿りやすくすることから、基本的なことから行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

深水議員。

○7番（深水 美和子） ありがとうございます。ちょっと次の4番の質問もあわせてお答え頂いているような形になるかと思っておりますので、次の5番目に移らせていただきまして、この改善に当たりまして、もちろんこういった意見等も、聞いていただいているというのもあると思うんですが、町民の方や、利用される方の声を直接聞き取れる仕組みであったり反映する仕組み、アンケートであったりとか意見募集など、そういったものを御検討されるという予定はありますでしょうか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

宗林企画調整課長。

○企画調整課長（宗林 孝） はい。現在のホームページにつきましても町民からの意見についてお聞きする項目とかですね、各ページの中にはですね、評価の項目などを設けまして、そこで分かりやすかったでしょうかとか、見つけにくかったり、見つけやすかったでしょうかといった項目を設けているような状況でございます。

確かにそこでは分かりにくかったという方が、昨年度では30%ほどおりましたし、見つけにくかったという回答を得られた方が25%程度おりましたので、議員御指摘のとおり、一定数、分かりにくいという声ございましたのでその点につきましては、ぜひ改善をしていきたいと思っておりますし、またこちら、国の交付金を使っておりますので、直ちに全面的なリニューアルをする予定は現在のところございませんけれども、今後、全面更新を行うことが決まった際に

はですね、SNSなど、多気町の公式LINEなどもございますので、それらを活用した上で、町民の方からの御意見を頂く仕組みも検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

深水議員。

○7番（深水 美和子） ありがとうございます。今後ともぜひ使いやすい、見やすいホームページのほう、対策を進めていただければと思います。

今はもうホームページも町のもう1つの窓口と言える存在になりますので、子育て世代や、高齢者の方でも、移住者の方でも観光に訪れた方でも、誰もが迷わず、必要な情報にたどり着ける構成というのを、町のほうでも魅力を高める上で欠かせないものになっておりますので、大規模なりニューアルでなくとも、導線の整理やリンクの工夫であったり、視認性の改善など、小さなもので、利便性を高めることは可能かと思っておりますので、ぜひ町民の方の声に耳を傾けながら、段階的な改善を御検討頂きたいと思っております。

こちらで、以上で私の質問は終わらせていただきます。

○議長（志村 和浩） 以上で深水議員の一般質問を終わります。

休憩をはさみます。再開は10時55分とします。よろしく申し上げます。

（ 10時41分 ）

（ 10時52分 ）

（9番 前川 勝 議員）

○議長（志村 和浩） それでは全員おそろいですので、休憩を解きまして再開といたします。

3番目の質問者、前川議員の質問に入ります。

9番 前川議員。

○9番（前川 勝） 一問一答方式で1点の質問をさせていただきます。題は「介

介護保険料の決まり方への疑義」ということですが、この「疑義」のぎをですね、あえてこの「議」にさせていただきました。といいますのはこれは町民の方からお話を頂いたという部分もあってですね、私の中でも、それに同調して疑問にも思ったし、この議論を交わすと、思いを図るという意味を込めましてこの「疑義」を使わせていただきました。

始めます。介護保険料の決まり方への疑義、町長担当課長よろしくお願いたします。介護保険制度は国の考え方にに基づき構成されております。特に介護保険料については、思い切った町独自の考えが発揮されない現状だと考えられます。

しかし、様々な介護サービスにつきましては、その限りではなく、担当課、社協により努力されていると思っております。

今回、町民の方より、介護保険料につきましてお話を受け、改善の思いを込め、質問をさせていただきます。

1番といたしまして、まず、介護保険料算定基礎としまして、住民税の非課税が大きく関わりがあります。資料を頂きました令和6年度では、納税対象者1万1364人中課税者数が7035人、対しまして非課税者数が4329人で全体の4割弱の人数となっております。

町の財政にとっても大事な問題であると思うし、そこには高齢者増だったり、国民年金のみであったり様々な要因があるのだらうと思いますが、課題を含め、見解を求めます。

お願いします。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

岡山税務課長。

○税務課長（岡山 浩也） ただいまの御質問につきましてお答えさせていただきます。

介護保険料の算定基礎として住民税の非課税に関わりがあるということで、現時点の令和6年度の非課税者数としましては、議員がおっしゃられましたと

おり 4329 人で、令和 4 年度、5 年度と比較しまして、減少傾向ではありますが、大きく変わらないという状況でございます。

住民税の非課税者の要件、範囲としましては、扶養している人数により、非課税範囲が変わっていきませんが、扶養している人がいない場合、本人だけの場合でございますが、所得が 38 万円以下のとき非課税となります。

また、所得が基準以下の人のほかには、生活保護の方が対象で、そのほかには所得が 135 万円以下の障がい者の方、また、未成年者の方が非課税となります。

今後、高齢者の率の増加が見込まれますが、住民税の課税につきましては、地方税法に則りまして、課税、非課税者の算定及び税額の算出をしていくところでございます。

以上でございます。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） はい。税務課さんはその申告によって課税をしていくということのお話で、それ以上でも以下でもないんだらうなというふうには思うところですよ。

1つ、65歳以上の場合、国民年金だけの場合には、全て非課税となると思うんですけどもいかがですか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

岡山税務課長。

○税務課長（岡山 浩也） 議員のおっしゃられますとおり、65歳以上で国民年金のみの所得の場合ですと、非課税となります。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） はい。そういう意味において昨今、高齢になってもですね、引退をせず、働いていらっしゃる方もみえるわけですので、そういう意味にお

いてはまたそこは申告に基づいて、課税もされるんだらうなというふうに思います。介護保険料の算定にこのことが非常に大きく関わってきています。この辺は担当課との連携は要るのか要らないのかもちょっと定かじゃない部分もあるんですけども、その辺しっかりですね、今後、進めていって頂ければなどというふうに思います。2番へ入ります。

それでは2番、介護保険の関係で行われていると思われる世帯分離は、1人1人の家計を別とし、生計を区別するためには違法ではない方法であるので、窓口を尋ねられた皆さんには丁寧な対応が求められるし、また世帯分離を御存じなく、苦しい環境で生活を強いられている家族の救済が必要と考えるところですが、対応を含め見解を伺います。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 先ほどの前川議員の質問にお答えさせていただきます。

対応といたしましては、相談されることがありましたら、介護保険は世帯も含めて判断される仕組みであることをお伝えさせていただきます。

また、生活が苦しく、介護保険料を支払うのが困難という相談がありましたら、介護保険係と福祉係で生活困窮に対する現状をお聞きし、支援させていただきます。状況により、介護保険料を減額できる場合も出てくると考えます。

以上でございます。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） はい。場合によりということですが、現在、様々な形で困ってみえる方という部分の把握、これはもう町民の方から、課に対して申入れ等々が行われている現実はあるのでしょうか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 当介護保険の窓口におきまして、支払いが難しく困っているっていうような御相談は、最近のことを係長にも聞いてきたんですけども、ないということでした。

ただ賦課の状況が変わって、前年度と今回はなぜ違うのかというような質問はあるけれど、ということで、そういう御相談は今のところ、最近においてははないという状況です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） 私が町民の方から聞くのは、もう年金からストンと落ちてしまうので、もう生活苦しいどうのこうのなのに、もう何とも言いようがないと。勝手に落ちてしまうと。何とかしてくれというお話も頂くんですけどもいかがですか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 議員さんのほうには、何かそのような相談があるのかもしれませんが、基本、これは国の方針で決まっております、年金を頂いている方は、特別徴収ということで、18万以上の方は徴収をさせていただく状況でございます。

ただ、その年金の内容によりまして、低額の方には低額ということで、段階を踏んで徴収をさせていただいている状況です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） はい。ここで挙げております世帯分離ということですけども、近所の男の子、50過ぎた子とそれからお父さんは施設なり行っていらっしやって、これまでその御子息には収入があったから、結構高額な保険料を払っておられたと。なんです、そこで本当かうそか分からんですけども、行政の窓口で、「世帯分離というものがありますよ」ということを教えていただけたと、

大変喜んでいらっしゃいました。「こんなもっとはように何で言うてくれやんだんやろ」というようなお話があったんですが、いかがですか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 世帯分離におきましては、そうですね、住民基本台帳法が関連してきておりまして、世帯を居住と生計をともにする社会生活上の単位として世帯と考えます。その中で、居住は同一であります、生計が別な場合は、住民異動票により世帯分離が可能と考えます。

現状によりまして、世帯分離を試みえるものだと思っております。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） 課長は様々なことを御存じだと思んですけど、町民の方は1人1人自分がそこに当てはまるのかどうかも分からずですね、世帯分離ということ自体も分からない方もいらっしゃる。これはもう現実的にあるですけども、そういう意味において、基本窓口へこられた方には丁寧な説明、世帯分離を勧めるとかではないかも分らないですけども、そういうこともできますよという丁寧な説明ですね。それからそれをやることによって、優遇的な措置もあるわけですけども、国保の納付額が増えたりとか、マイナス面も発生することも含めてですね、やはり丁寧な説明をしてあげていただきたいなというふうに思いますがいかがですか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 世帯分離におきましては、世帯の状況により決めていただくことであり、あえて介護保険課のほうでお伝えすることはないように思いますが、介護保険課としては、今のこの徴収の在り方っていうのは、そちらは丁寧に説明をして、世帯が関係しているということは説明させていただきたいと思っております。

いま現在ですけども、こういう段階が知らずにみえるんじゃないかっていう思いもあるかもしれませんが、今現在当課におきましては年に2回納付金額の通知をさせておきまして、その納付金額の通知のときには、うちの今の現状の段階において、このような基準で徴収させていただいてるっていう部分も説明も含めまして、そういうチラシも入れながら、徴収の御報告をさせていただいている状況です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） ぜひですね、詳しい聞き取りをして、そういう部分のことを町民の方に説明をしてあげてもらって、大変な環境から救ってあげることは、これはもう非常に大事なことだと思いますので、窓口にいらっしゃった方含め、まだそこにいられない方もあるかと思うので、それはいろんな手段もあるかと思うので、町民の方がそのように困っていらっしゃる方は、見つけ出してでも何とか救済してあげてほしいなと思っていますが、いかがですか。

○議長（志村 和浩） 答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 当課は健康福祉課でございます。生活困窮というあたりでは、当方に相談をしていただき、訪問もさせていただきながら親身な相談に入らせていただきたいと思います。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） 3番目に入らせていただきます。3番、介護保険料は所得状況に応じまして、13段階に分かれています。今回、町民の方より質問のあった件は、非課税の2人住まいの中に、課税対象者が1人増えたことで、前者2人が介護保険料の1段階から4段階へと、当然ながらこの段階表のとおり上がってしまいました。2人の所得が増えたわけではなく、この方は「疑義」を感じられ担当課窓口へ来られたと思うんですが、見解を伺います。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） はい。先ほどの御質問にお答えさせていただきます。

この基準を採用している根拠といたしましては、介護保険法 129 条によることとございます。

また、介護保険料算定に関する基準は、介護保険法施行令第 38 条により、合計所得金額等を用いて段階が区別されており、多気町は国の示した標準的な段階を採用し、この段階に基づき徴収をさせていただいている状況です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9 番（前川 勝） はい。他の自治体伺いましても、13 段階が 1 番少ないかな。

あと 15 段階、東京は 19 段階っていうふうに思っていますが、まずここで町民の方が言われた、所得のある方が同居になったおかげで、1 が 4 段階になった。この事実、これは「決まってるからなります」っていうのではなくてですね、ここに疑問を感じられた、この表の、この 1、2 であるんですけど、1 の表は町の表で、2 の表はその町民の方が自らつくられた表です。ここへ出しますよという了解も得ております。そういう中でその方は最初の 2 人はこの 1 段階だったものが、その人が同居になったおかげで 4 段階にぼんとはね上がってしまったと。

この現実をどのように思われますか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） はい。今回の制度に基づきまして、議員さんの表にもありますが、第 1 号から第 13 号まで、条件として世帯が課税か非課税か。またその中で、御本人が課税か非課税かということで、段階別に分けてございます。

その段階別に置いたときに、先ほどおっしゃられたように、段階が上がったという現状であると思います。ただこれは国のほうが標準として示したものであり、また国のほうにおきましては、低所得者には低額に高所得者には高額にということで、この今回の制度改革におきましては、国のほうは9段階から13段階にまで増やしております。

高額所得の方に高額に納めていただくという方向性を持って、このような制度改革がなされたと考えておりますので、今の段階でこれに基づいて、当方のほうでは、費用のほうを頂くというようなことになると思っております。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） 要は、そういう所得のある方が入ったおかげで、この前者2人の方は、何ら所得が変わるわけでもないのに、ぽんと上がってしまう。

これはもう本当に理不尽なことだと。国がやってるから、そのとおりにやりますではなくてですね、それはやっぱりおかしいと。次の4番でも言うんですけどそれはやっぱり、考え方として所得が何も変わってないのに上がるんだというこの疑義をですね、今回、強くこう訴えたいなど。

担当課として「これは国で決まっていますのでそれ以上何も私は言えません」ではなくてですね、やはりそういうことはきちっと今後、それこそ国に対してでも話を持っていく、三重県多気町からそういう話が出てきたわというぐらい僕はよっぽど厚労省へ電話、ちょっと時間なくて本当にしたいなと思っただんやけど、ちょっとそれようせんかった自分も悪いんやけど、ぜひですね、そんなんは、今後、改善できる方向も含めて、この今のが1番良いと言われればそうかもわかんないけど、できることはできることはっていうか、やってほしいなど。何かそういうことを変えていく。皆さんの意見がそういう意見あるんだったら変えていくというようなことを進めていただきたいなというふうに思うものです。

それで今のお話のような段階の人、本来なら1の人が、4段階5段階にいら

っしやる方も今あると思うんです。実質、所得がある方が同居されていて、本来なら、非課税の人なんだけど、4段階5段階の人があると思うんです。現実的に人数出てますからね。そういう、だから4、5ですね。4番5番は414人と916人あるわけなので、そういう方もいらっしやると思うんです。だからそういう方たちはそういう疑義を持ってらっしやらない部分もあるんでしょう。国が決めてるから町はもうこういう数字出してこられてるからそれでもう、それと自動的に落ちてしまうから、そのままお支払いとか払ってもらった徴収させてもらってるという現実があるわけですけども、この4段階5段階の中に、今、今回町民の方が言われたような方はいらっしやるということによろしいですか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 統計におきましては4段階5段階のこの方々は、条件で書いてありますとおりの方々だと考えます。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） はい。そうすると、やはり本来なら非課税の方が何人かいてそこに所得のある方と一緒に同居しておられるから、もうそれはそれでこの段階に応じて払っていると、この表のとおりだと。その人たちを何かこう、救済とか、してあげれる余地は、今回この質問が、疑義を持たれた方のように何か救済してあげれる措置、やる方法、やれる方法はないんでしょうか、お伺いします。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） この介護保険法施行令 38条におきまして、記載されている部分においては、要保護者、被保護者ではないので生活保護には至らない方々なんですけど、要保護者が生活困窮を求められたときに御相談に

乗らせていただいて、生活保護に至らないまでの料金で減額するということが可能でございます。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） ぜひですね、そういう可能性があるんだということですね、担当課として、もう十分お分かりのことだと思っておりますけれども、そういう方をですね、救済できる方法をですね、また日ごとに何か進めていただけたらありがたいなというふうに思うところです。

それで、ここで13段階に一昨年ですかね、13段階に上げられたの。これはやはり今の所得の720万が1番上限になつとるかと思っておりますけれども、それをどうなんでしょうね、今後見直しとしては大台は15段階ですよ。松阪市も15でしたかね、っていう段階がなつてると思っています。ただ、所得のあれはそれなりに松阪市は1000万とか1300万あったと思っておりますけれども、所得が720万以上はもう、29人の方多気町でいらっしゃるわけですが、それで、もう頭打ちになつてるわけなので、これはやはり今後できることならですね、高所得を得られてる方に御負担ばっかしていただくのは大変な部分もあるかと思っておりますけれども、でもこっちの所得のもう非課税の人たちから比べたら、変な話、大きな所得を持っていらっしゃるっていう部分を含めたときに、前回変えてもらったけど、これはやはりもっと所得水準の見直しですね、をしていただいて、多く所得を持ってみえる方はそれなりの負担も、望めればよいなど。というのは、国の考え方っていうのは直接関係ないけど、大企業に対して優遇税制だったり、高所得者にけっこう優遇な部分が働いていると思います。といいますのは、ここのこの率ですね。軽減は3段階までは軽減された率ですけどその後の率っていうのは、本来ならもっと上がっていてもいいか、もうそれこそ、今回出されている一律3%、この方試算されたのは一律3%で試算された数字も出ています。そうすると、高額の方、分母が大きいから、一律になるともっと金額上がるわけですが、そうすることによってそういう負担率も、

負担の割合も軽くなるというか、金額ベースでしたときにはよくなるんではないかなと。

まず段階を、今後、見直す余地ですね、見直される、すぐに何か次で何かよく分からんところですけども、その辺の見直し、所得ベースですね、720万含めて見直されるような部分はいかがでしょうか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） まず、厚生労働省の介護保険の在り方検討会からの資料によりますと、例えば所得比例とした場合に、高額所得の負担が大きくなりますが、介護保険の給付は定型的なものであるという性格を有しますし、被保険者間の医療のように、頻繁に受ける可能性は低いのではないかという考え方があるほか、医療保険に比べて著しく高額な給付が発生することがないことから、一定の者の保険料負担を著しく高額なものにすることは、給付と負担の均衡の観点から適当でないと考えたことから、国は現行の段階を用いて段階的定額制を定めたとありました。資料のほうからの御説明です。

当町におきましては、次期計画が令和8年に3年間計画を策定いたします。この計画におきましては、サービス量の見込み等に基づきまして、また高齢者の人数分布状況、所得の分布状況も照らし合わせて、策定をさせていただく中で、第1号保険者の介護保険料について段階を定め決めさせていただくものがございます。

次期計画が令和8年となります。3年間計画をここで策定しますが、高齢者が安心して暮らせる介護保険料について、介護保険策定委員会におきまして、委員さんとともに検討して、柔軟な対応をしていきたいと考えます。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） 次の質問に入らせていただきます。4番といたしまして、介護保険料は世帯にかけるものではなく、お1人お1人から徴収されているこ

とが前提にあるにもかかわらず、世帯の住民税課税・非課税を取り込んで分かりにくく、難しくしていると思います。

個々の所得に応じて算出徴収すれば、分かりやすく一目瞭然となり、全てが公平になると考えるところですが、見解をお伺いいたします。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） では先ほどの質問にお答えさせていただきます。

介護保険制度は高齢者の自立を支援するという基本的な考えのもと、高齢者自身が保険料を納めるとともに、必要な保険給付を受けるという負担と給付がセットになった社会保障制度でございます。

議員御提案のように、個々の所得をもって保険料を算出すれば分かりやすく公平に感じられるかもしれませんが、高齢者の中には無年金やそれに近い方もおられ、このような場合必要な負担ができないこととなります。

このような方は、通常、その高齢者の属する世帯において生計が維持されており、その高齢者個人が保険料を納めることができないという理由で、介護保険給付が受けられないこととするのは、この制度において適切でないことから、同一生計の世帯で負担することが適切であると考え、高齢者と同一世帯の課税状況なども加味した保険料の段階設定を国がしていると考えます。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） おっしゃるとおり、そのとおりだと思うんです。そうなんだけども、という話を今させていただいております。

この今、町民の方がつくられた、年収のパーセント率ですね。下へ行くほど、13段階は2.08%、それから第4段階においては9.65%、ちょっと若干数字違いますけども、この近いところにきちっといると思います。ということは、低所得の人ほど率が非常に高い。率が高くて分母が小さいから率が高いという部分にもなるのかなって思うんですけども、そういう意味において、同率にす

れば皆さんが負担が公平になるのではないかと。

ただ、高収入の方高所得の方にとっては、「俺らめっちゃ高いな」ということに逆の立場になるとそういうことはもう当然あるわけですけども、変な話、お金をたくさんお持ちの方は申し訳ないけど、救済も含めてよろしく願いますという考え方でいきたいなあとは思うところがあります。

この二重構造になつとる。今のおっしゃった意味も分かるんですけども、今後その辺のことも含めたですね、なんか、もう全てがもう国の流れに沿ってやってるっていうのはもう分かるんです。もう分かるんです。国の決まりというか流れで構成されているのは分かるんですけども、ぜひですね、多気町として独自のができるのかできない、5段階まではどうも触れないような感じですけども、5段階以上については、さわることは可能のようなので、ぜひですね、その辺町として、町民1人1人の困らないような体制をつくるということ踏まえ、介護保険料の考え方をもっとすばらしいものにしていただければと思うところですが、いかがですか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 御意見ありがとうございます。真摯に受け止めてさせていただきたいと思います。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） それとちょっと視点が変わるんですけども、今、多気町の若い世代の人には、多気町家庭保育応援給付金支援事業実施というようなことで月2万円でしたかね、あるかと思うんですけども、老老介護で家で介護をされている方たちにはそういう給付金はもう何も今のところないのかなって思うんですけども、これはやっぱり若い子どもたちがいる家庭は確かに重要ですけども、老老介護、これからもどんどん増えるかと思うんですけど、そういった人たちを救済する給付ですね、何かそういうものがあってもいいのではない

かなあと思うところですが、課長いかがですか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 今現在の多気町の状況をお知らせさせていただきたいと思います。

まず、在宅老人日常生活用具給付ということで、寝たきりの方とか重度の認知症の方には、紙おむつ券を配布させていただいております。

また、以前からなんですけど、家族介護慰労事業といたしましては、介護認定におきまして4・5と判定された市町村民税非課税世帯の在宅高齢者で過去1年間、ショートステイ等の利用を除きまして、介護給付を利用しなかった家族に対して10万を支給するという制度をしております。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） ごめんなさい、私の中で勉強不足で10万っていうのがちょっと私の中にはないんですけど、ちょっと10万の説明もうちょっと詳しくしてもらえますか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 基本的にはですね、こちらの場合は、介護保険の認定におきましては、4・5と判断された中で、介護保険をほぼほぼ使わずに、御自宅で介護をしてみえる方に関しまして、1年間、ショートステイ以外の介護保険のサービスですね、いろんな訪問サービスとかデイサービスとかあると思うんですけども、そういうふうに使われない方は、1年間使われない場合におきまして、10万円を支給させていただくという制度がありまして、ただ、介護保険を申請されますとやはり利用のために申請されるっていうところもありますので、使われない方がほぼほぼみえないというような状況ですので、なかなか皆さんにも、存じ上げていただけないようなところではございます。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） そうすると10万という決めはあるけども、それに該当される方はないと。それではもうないに等しいのかなって私の中では思います。

ぜひですね、そういうところをやはり何とか助けてあげようという部分でいかないと、今のお話聞いてたらもう10万円って決めはあるけど成り立たない。

もらってる人多気町で誰もいない、ではないんですか、いかがですか。

○議長（志村 和浩） 答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） はい、昨年、ちょっと1名みえるかもしれないという方がみえたんですけども、ちょっとその方ももらえずに終了したといえますか、1年間の間を見ると、ちょっと条件が合わなかったので、「みえない」という状況でございます。

今後どうなるかは分かりませんが、今の段階では、そのような状況で、なかなか介護は大変であって、やっぱりサービスを使っていたかっていうところに行きますので、なかなかこの制度を使われない中ではございますというような状況です、はい。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） ぜひですね、そういう給付を受けられる方がいられるように、要件緩和をぜひですね、前向きに考えていってもらって、該当される方を、困ってる方を救済できる方法を探っていただきたいと思いますがいかがですか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） まずは近隣の市町の状況を確認して、理解していきたいと考えます。

御意見ありがとうございます。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） 課長、近隣はもう関係なく、多気町がやっていただければいいのではないかなというふうに思いますので、よろしく願いいたしたいと思う。

近隣はあってもなくても、変な話、多気町とは関係ない。多気町の町民のために一生懸命今話しておりますので、ぜひよろしく願いしたいと思います。それでは5番に入ります。

5番、国の制度である、特別障害者手当は、精神・身体の重度の障害があり、日常生活に特別な介護が必要な20歳以上の人に月2万9590円支給されるものがあります。

この制度は、医師の診断書が必要であるわけですが、通常要介護5だとほぼ要件を満たすと考えるところです。

特に、在宅介護を強いられている家族にとっては、こういうものがあればありがたい手当だと考えますが、当町の現状と見解を伺います。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） はい。先ほどの御質問にお答えさせていただきます。

特別障害者手当は、福祉係が窓口になっております。この手当におきましては、議員さんおっしゃるように、精神または身体に著しく重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の特別障害者に対しまして、重度の障害のために必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給しております。

当町では現在、15名の方が受給していただいております。介護保険と認定基準が違いますが、中に受給できる方がみえると考えます。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） 15名の方がいらっしゃる。これはもう本当にありがたいことだと思うんですが、15名の方は自己申告なんですか、役場の窓口で紹介がされたのか、その辺はいかがですか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 申請制になりますので、窓口に来て申請頂くこととなります。

ただそこに至る経過といたしましては、ケアマネジャーや、あとは病院のケースワーカーさん等からの御紹介やいろんなところで理解をされて、申請ということになると思います。

あと、障害のある方に関しましては、そういう説明も窓口が一緒ですので、させていただいているという状況です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） ぜひですね、こういう制度、国の制度があるということですね、担当課としてやっぱりアピールというか広報をしないと、御存じない方はもう御存じないで終わって、今のケースワーカーだったりお医者さんだったり様々なところから情報は入るかも分かりますけども、町民自らが知る権利というか、広報することによって「うちは該当するか分かん」というようなことも含めですね、知ってもらえれば、より確かなものになるんじゃないかなと思います。

それから、要介護4・5、5になったらもう全て該当するんじゃないかなって私の中では思います。肢体不自由という意味においては、もう寝たきりだったらもうほぼほぼ自由はないわけなので、もう要介護5だったらもうほぼほぼ

の方4でもですね、ほぼほぼの方がこれに該当するのではないかというふうに思うんですけどいかがですか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） この特別障害者手当でございますけども、障害の度合いにより決定しております。医師の診断書がこちらの手当は判定基準になります。また介護保険のほうは認定になりますけども、調査により、介護に必要な時間を調査から想定しまして、介護度を決定しております。

例えば要介護5ですと、調査からの推定時間が介護時間110分以上ということでございます。こちら辺で認定基準が異なりますので、皆さん全員がというところではないかもしれません。そこは私どもでも分かりませんが、対象になりそうであれば、申請はしていただければと思うんですが、ただ、ここには所得制限と、あと医師の診断書料は自分で自己負担ということですので、御家族がいろいろ考え判断されて申請していただければと思っております。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） はい。この件につきましてもやはり、担当課のですね、窓口の方の対応で決まる決まらんが非常に関係してくるのかなって思いますので、ぜひ、担当課の窓口においてですね、「大変難しい」、「レベルが高いので、難しいですよ」ということではなく、「どうぞ検討しますで、話してください」という対応の仕方、もうできませんできませんでは、もう皆さんも、全然駄目であって、「考えてみます」「そういうことを探ってみます」という対応をしていただきたいですが、いかがですか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 担当課は福祉課でありまして、今もホームページ等でも御紹介させていただいております。

皆さん、要介護4・5の方にうちの窓口が対応できるかという、そうでも
ございません。基本的にはケアマネジャーが、マネージプランを立てること
にはなると思っていますので、例えば、ケアマネジャーに関しましては、当方は年に
3回ほど研修会を開催しております。そういうところで周知もさせていただき
ながら、住民の皆さんが分かりやすく説明できるように進めていければと思っ
ております。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） はい。ぜひですね、こういう制度があるんだということを、
包み隠さずというか、全部きちっとして、できるだけそれをお受け頂けるよう
にしてあげていただきたいなど。

今のケアマネジャーさんが知ってるけど、担当、福祉課の方は課長しか知ら
んのやというのでは、駄目であって、みんなが知っていないと対応される方は、
課長が全部対応するわけではございませんので、窓口の方含めて対応される方
がこういう制度があるんだということをですね、ぜひ知っておってほしいと思
いますが、いかがですか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 制度の内容におきましては、当課職員がみんな
知っているように、情報共有をしながら、窓口で住民さんに優しく対応、分か
りやすく対応できるように進めていきたいと考えます。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） はい。これで終わります。

○議長（志村 和浩） 以上で、前川議員の一般質問を終わります。

(11時38分)